

令和3年度第2回ホールのあり方検討専門部会での主な議論

【各施設の概要資料について】

- 設置目的がない施設についても政策的な位置づけを記載しておくべき。
- 楽屋、搬入口、駐車場、女性トイレの状況もデータとして入れるべき。

【利用状況について】

- 1回あたり何人が使うのかが分かるデータが必要。
- 稼働率などの数字については前後のトレンドを見る必要がある。

【他ホールの配置状況について】

- 川崎市が所有していないホールについても配置状況や用途を把握しておく必要がある。

【利用料金について】

- 利用料金を設定する際の川崎市の統一的な考え方を示していただきたい。

【収支状況について】

- エネルギー価格上昇の伸び（経費の状況）などのトレンドを見ておく必要がある。

【指定管理者の選定について】

- 複数応札なのか1者応札が多いのか傾向を示していただきたい。

【改修等について】

- 改修等の類型（修繕、更新、機能見直し）や時期、年度別の費用の情報も整理しておく必要がある。
- バリアフリー化など障害者の参画を意図した過去の対応と今後の予定を整理してほしい。

【今後の検討にあたっての視点】

- 施設の設置目的を優先するのか、設置目的以外の利用を許容するのかなど、施設利用のプライオリティの考え方が整理できると良い。

【その他】

- スポーツ・文化総合センターを造った経緯を整理してほしい。

本市の公共施設の利用率（利用料金）設定の考え方について

参考 2

1. 利用率（利用料金）設定における基本的な考え方

- 市が提供している公の施設の維持管理・運営や行政サービスは、道路や公園の適切な維持管理などのように、ほとんどの市民の日常生活に必要で、かつ、民間では類似のサービスが提供されていないものから、スポーツ施設の管理運営などのように、主として一定の利用者がその便益を受け、かつ、民間でも類似のサービスが提供されているものまで多岐にわたる。
- 市が提供する公共サービスのコストは基本的に、市民が「納税」という形で負担をしているが、公の施設の利用については、市民が受けるサービスに相違があることから、これまでも「受益者負担の原則」に基づき、利用率・手数料という形で、その費用の一部を利用者に負担していただいているところ。
- 利用率・手数料を設定するにあたっては、「コストの見える化」を図るとともに、公共部門と民間部門との役割分担（公共関与の必要性）や、民間における同種・類似サービスの提供の状況、本市が進める様々な施策との整合性などを踏まえて適切な水準を設定している。
- 公費（税金）を充てる範囲と受益者が負担すべき範囲を明確にすることで、利用する方としない方との負担の公平性・公正性を確保するとともに、「受益と負担の適正化」を図ることが重要となる。
- こうした背景を踏まえ、公の施設の維持管理・運営や行政サービスに関する「コストの見える化」を進めるとともに、利用率・手数料について、利用する方としない方との負担の公平性・公正性を確保するため、原価の算定方法や、その原価に対する受益者負担と公費負担の割合の考え方などを明らかにした「利用率・手数料の設定基準」を平成 26 年 7 月に策定し、令和元年 11 月の改訂を経て現在に至る（利用率・手数料については、平成 29 年 4 月に一部改定を実施）。

2. 利用率算定にあたっての対象経費の考え方

公の施設の行政サービスに係る対象経費

ランニングコスト	公の施設の管理運営に係る経費	人件費	受付、利用率の徴収、保守点検等の事務など、通常の施設運営に係る人件費
		行政サービスの提供に係る経費	物件費等
イニシャルコスト	用地に係る経費	公の施設の用地に係る経費	
	施設の建設（取得）に係る経費	公の施設の建設（取得）に要した経費	
	システム導入に係る経費	システム導入に要した経費	

※原価の算出の単位は、公の施設ごと、行政サービスごとに算出

※基本的にイニシャルコストを含めることとしているが、当該施設の位置付けや性質等により、当該施設が「市民全体の財産であり、誰もが利用することができ、受益者となりうる」場合には、イニシャルコストを公費負担の対象とし、含めない場合がある

3. 受益者負担と公費負担の割合決定の考え方

- 施設の性格や、その施設で提供しているサービスの内容に応じて、次のような要素をもとに「標準的な負担割合」を決定している。

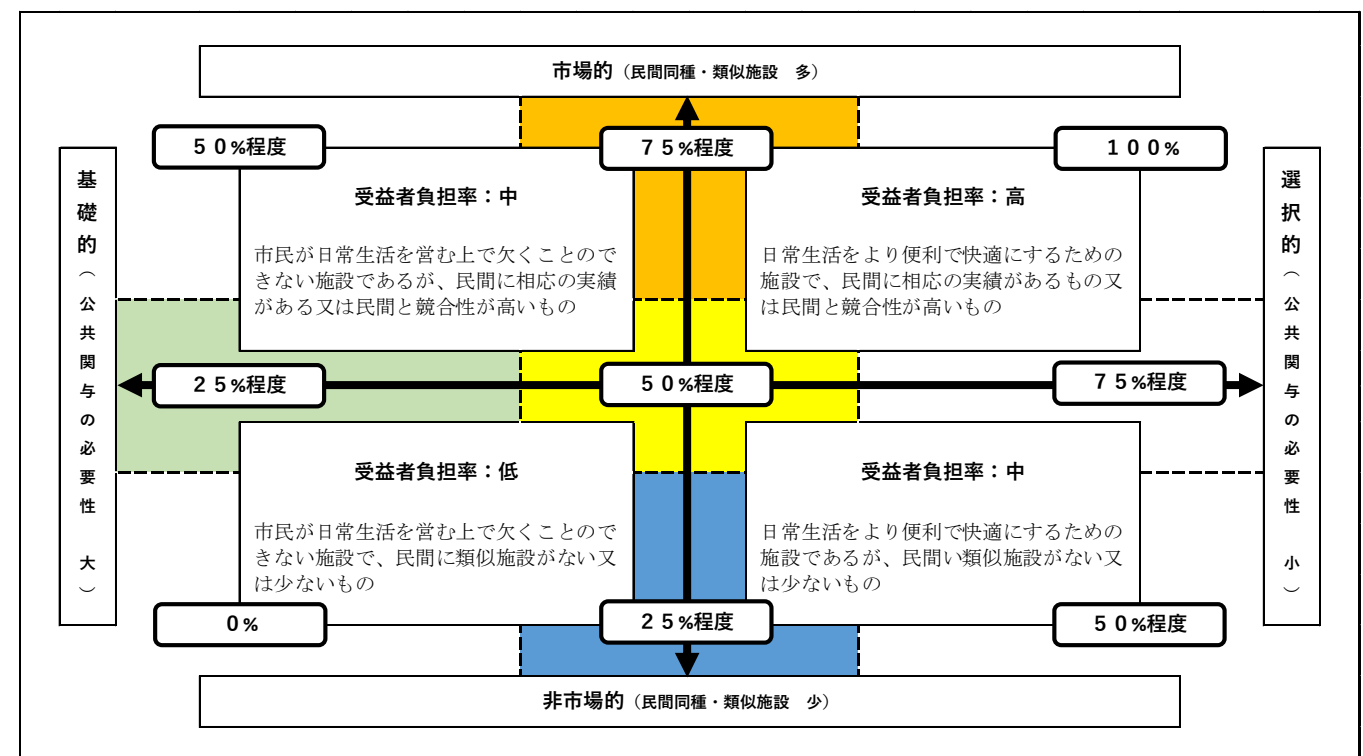
(ア) 基礎的 or 選択的・・・公共関与の必要性

基礎的	日常生活においてほとんどの市民に必要とされるサービスであり、年齢や性別、住所地を問わず、広く提供されるべきサービス
選択的	そのサービスを通じて市民生活に潤いや活力が生じ、あるいは余暇活動の選択肢として利用するサービス。市民一人ひとりによってサービスの必要性が大きく異なるもの。

(イ) 市場的 or 非市場的・・・収益性

市場的	民間においても同種・類似のサービスが提供されるもの
非市場的	民間においては同種・類似のサービスが提供されにくく、主として行政が提供するもの

4. 本市公共ホールの標準的受益者負担割合（令和 4 年 4 月時点）



受益者負担割合の区分	対象施設
25%程度	労働会館、産業振興会館、各市民館、国際交流センター、総合福祉センター、川崎市民プラザ、男女共同参画センター
25%程度	川崎シンフォニーホール、アートセンター
50%程度	スポーツ・文化総合センター、
75%程度	コンベンションホール

※負担割合の区分については、利用状況を踏まえ見直す場合がある

指定管理者制度導入施設の事業者選定の実施状況について

ホール機能を有する施設のうち、指定管理者制度を導入している10施設のこれまでの指定管理者と応募状況は以下のとおり（上段：事業者名、下段：応募状況）。

公募回数全体（31件）のうち、1者のみの応募は全体の41.9%（13件）となっている。

新指定管理者が前指定管理者と完全に異なるケース（前指定管理者と比較して構成企業に1者も同一の企業がないケース）は3件である。

川崎市立労働会館	アゼリアプロジェクト (応募状況不明)	アゼリアプロジェクト (4者の応募)	公益財団法人神奈川県労働福祉協会 (2者の応募)	
川崎市スポーツ・文化総合センター	株式会社アクサス川崎 (4者の応募)			
川崎市産業振興会館	財団法人産業振興財団 (2者の応募)	財団法人産業振興財団 (3者の応募)	公益財団法人川崎市産業振興財団 ・京急サービス株式会社共同事業体 (2者の応募)	公益財団法人川崎市産業振興財団 ・京急サービス株式会社共同事業体 (1者のみの応募)
川崎シンフォニーホール	財団法人川崎市文化財団 (非公募の随意契約)	川崎市文化財団グループ (1者のみの応募)	川崎市文化財団グループ (1者のみの応募)	川崎市文化財団グループ (1者のみの応募)
川崎市国際交流センター	財団法人川崎市国際交流協会・株式会 社東京ビジネスサービス共同事業体 (3者の応募)	財団法人川崎市国際交流協会・株式会 社東急コミュニティー共同事業体 (3者の応募)	公益財団法人川崎市国際交流協会・株 式会社東急コミュニティー共同事業体 (2者の応募)	公益財団法人川崎市国際交流協会・株 式会社東急コミュニティー共同事業体 (1者のみの応募)
川崎市総合福祉センター	社会福祉法人川崎市社会福祉協議会 (1者のみの応募)	社会福祉法人川崎市社会福祉協議会 (1者のみの応募)	社会福祉法人川崎市社会福祉協議会 (2者の応募)	社会福祉法人川崎市社会福祉協議会 (1者のみの応募)
川崎市コンベンションホール	株式会社コンベンションリンクージ (1者のみの応募)			
川崎市民プラザ	市民プラザNTJ共同事業体 (4者の応募)	市民プラザNTJ共同事業体 (3者の応募)	川崎みらい創造グループ (2者の応募)	
川崎市男女共同参画センター	TEPCO パブリックサービス (2者の応募)	TEPCO パブリックサービス (1者のみの応募)	TEPCO パブリックサービス (非公募 (構成企業変更による再指定))	TEPCO パブリックサービス (非公募 (構成企業変更による再指定))
	すくらむ21運営共同事業体 (2者の応募)	すくらむ21運営共同事業体 (非公募 (代表企業変更による再指定))	社会福祉法人共生会 SHOWA (3者の応募)	
川崎市アートセンター	川崎市文化財団グループ (2者の応募)	川崎市文化財団グループ (2者の応募)	川崎市文化財団グループ (1者のみの応募)	川崎市文化財団グループ (1者のみの応募)

設置目的と利用用途実績を踏まえた事業所管課の考え方

参考 4

ホール機能を有する施設の設置目的と利用用途実績を踏まえた事業所管課の考え方は以下のとおり。

- 多くの施設（9施設）で設置目的以外（市の施策以外）も利用されることが望ましいと考えており、その理由の多くが収入面となっている。
- 一方、全て設置目的での利用が望ましいと考えている施設では、設置目的が幅広い利用用途となっている施設（市民館、スポーツ・文化総合センター）、現在ほとんどが設置目的に適う利用がされている施設（シンフォニーホール、コンベンションホール、アートセンター）となっている。

施設名	設置目的（施策上の位置付け）	事業所管課の考え	
市民館（6市民館）	市民のために、実生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって <u>市民の教養の向上を図る</u> ため。	<u>全て設置目的</u> での利用	<u>設置目的において幅広い利用用途</u> となっている。
労働会館	<u>労働組合その他諸団体における文化、慰楽、集会等</u> の使用に供し、その健全なる発達を図り、及び <u>労働者のための福利厚生</u> の施設を設け、その <u>勤労意欲の向上に資する</u> ことを目的とする。	<u>設置目的以外の利用を許容</u>	設置目的利用の需要が少なく、また、設置目的利用は減免となるため、収入面からも設置目的以外も利用されることが望ましい。
スポーツ・文化総合センター	<u>市民のスポーツ活動及び文化活動の振興</u> を図るとともに、市民相互の交流の機会を提供し、もって <u>豊かな市民生活の形成及び活力ある地域社会の実現</u> に寄与するため。	<u>全て設置目的</u> での利用	<u>設置目的において幅広い利用用途</u> となっている。
川崎能楽堂	市民の参加と文化芸術活動団体等との協働・連携により、高齢者や障害のある方等、誰もが気軽に文化芸術に触れ、より多くの市民が文化芸術の楽しさを享受し、本市に愛着と誇りを持ち、創造的で人間らしく感性豊かに暮らせる地域づくりを進める。	<u>市の施策以外の利用を許容</u>	施設の利用用途は原則として能・狂言等の伝統的芸能文化に限定されているが、出資法人の経営改善・活用等の見地から、 <u>施設の目的に反しない範囲で多用途な活用を図っていくことが望ましい</u> 。
産業振興会館	経済の国際化、高度情報化、技術革新等による産業構造の変化に対応するため、 <u>企業間における情報交流、企業の技術開発、販路開拓事業の推進</u> 等を図り、もって <u>本市産業の発展と地域経済の活性化</u> に寄与するため。	<u>設置目的以外の利用を許容</u>	設置目的利用は減免となるため、 <u>収入面からも設置目的以外も利用されることが望ましい</u> 。
ラゾーナ川崎プラザソル	市民の参加と文化芸術活動団体等との協働・連携により、高齢者や障害のある方等、誰もが気軽に文化芸術に触れ、より多くの市民が文化芸術の楽しさを享受し、本市に愛着と誇りを持ち、創造的で人間らしく感性豊かに暮らせる地域づくりを進める。	<u>市の施策以外の利用を許容</u>	出資法人の <u>経営改善・活用等の見地から、市の施策以外も利用されることが望ましい</u> 。
川崎シンフォニーホール	<u>音楽の鑑賞の機会の提供、音楽活動の振興</u> 等を図り、もって <u>市民文化の発展に寄与</u> するため。	<u>全て設置目的</u> での利用	現在、ほとんどが設置目的に適う利用であり、稼働率も高いため、引き続き効率的な施設運営を図っていく。
総合自治会館	地域コミュニティの中核を担う重要な組織であり、行政との協働のパートナーである町内会・自治会の活動を支援することにより、市民が相互に協力しながら暮らしやすい地域社会づくりを進める。	<u>市の施策以外の利用を許容</u>	<u>出資法人の自立を促していくためにも、市の施策以外も利用されることが望ましい</u> 。
国際交流センター	<u>市民の国際理解を増進</u> するとともに、 <u>国際的な文化交流及び市民交流を促進</u> することにより相互理解を深め、もって <u>市民の文化の向上及び国際友好親善の発展</u> に寄与するため。	<u>設置目的以外の利用を許容</u>	設置目的利用は減免となるため、 <u>収入面からも設置目的以外も利用されることが望ましい</u> 。
総合福祉センター	福祉に関する情報の収集及び提供等を行うとともに、 <u>市民による福祉活動を支援</u> することにより、 <u>市民の主体的な活動による地域福祉の推進</u> を図り、もって <u>市民の福祉の増進に寄与</u> するため。	<u>設置目的以外の利用を許容</u>	設置目的利用に限定した場合、 <u>利用率・収入の減少にもつながる可能性があるため、設置目的以外も利用されることが望ましい</u> 。
コンベンションホール	<u>企業、研究機関、市民その他の多様な主体が交流する機会を創出</u> することにより、これらの者の間における連携を促進し、もって <u>地域経済の活性化その他の地域の活力の向上に寄与</u> するため。	<u>全て設置目的</u> での利用	現在、ほとんどが設置目的に適う利用であり、新たな利用団体の掘り起こしを行いながら、引き続き川崎市の発展に資する取り組みを継続していく。
川崎市民プラザ	<u>市民の健康の増進及び文化の振興を図る</u> とともに、市民相互の交流の機会を提供し、もって市民の福祉の向上に寄与するため。	<u>設置目的以外の利用を許容</u>	<u>全体的な利用率が低い</u> ため、設置目的以外も利用されることが望ましい。
男女共同参画センター	男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野における活動に参画する <u>男女共同参画社会の形成に寄与</u> するため。 <u>青少年の主体的な舞台芸術活動の促進</u> に寄与するため。	<u>設置目的以外の利用を許容</u>	設置目的利用に限定した場合、 <u>利用率・収入の減少にもつながる可能性があるため、設置目的以外も利用されることが望ましい</u> 。
アートセンター	<u>芸術文化の創造、発信及び交流を促進</u> するとともに、 <u>芸術文化の鑑賞の機会を提供</u> し、もって <u>市民の芸術文化の発展に寄与</u> するため。	<u>全て設置目的</u> での利用	現在、ほとんどが設置目的に適う利用であり、引き続き芸術文化活動の拠点となり、情報発信、交流、人材育成等の取組を推進していく。

- 富士見周辺地区に整備を行う行政施設については富士見周辺地区整備基本計画（平成20年3月策定）等（以下、「関連計画等」という）において定められており、関連計画等の中で、「スポーツ・文化総合センター」や「教育文化会館（市民館）」の方向性についても整理されている。
- 富士見周辺地区には、富士見公園を中心にさまざまな市民利用施設が集積しており、市民の憩いの場やスポーツ・文化・レクリエーション活動の拠点となっているが、公園本来の緑地や広場が少なく、施設の老朽化などの課題もあり、都心における総合公園としての機能回復や、スポーツ・文化・レクリエーション活動の拠点機能強化が求められており、それらの課題解決の方向性を示す関連計画等の中でホール機能についても以下のとおり整理されてきた。

時期	主な関連計画等	ホール等の位置付け
平成20年3月	富士見周辺地区整備基本計画	<ul style="list-style-type: none"> ●教育文化会館は、立地の良さを活用し、教育文化会館の市民館機能と、庁舎狭隘など課題のある川崎区役所を基本に複合化を図る。 ●川崎市体育館は、体育館機能と教育文化会館の大ホール機能を併せ持つ市民アリーナとして改築し、合築可能な施設の複合化を図る。
平成22年3月	富士見周辺地区整備基本計画に基づく整備の考え方（改訂版）	<ul style="list-style-type: none"> ●教育文化会館は、立地の良さを活用し、教育文化会館の市民館機能と、庁舎狭隘など課題のある川崎区役所を基本に複合化を図る。 ●川崎市体育館は、体育館機能と教育文化会館の大ホール機能を併せ持つ市民アリーナとして改築し、合築可能な施設の複合化を図る。
平成23年3月	富士見周辺地区整備実施計画	<ul style="list-style-type: none"> ●スポーツ・文化総合センターには、2,000席程度のホール機能を設置（大ホール機能における観覧席数は、教育文化会館の座席数などを踏まえて2,000席程度を想定）。 ●教育文化会館については、市民館・区役所として必要な機能を整理する。
平成23年10月	スポーツ・文化複合施設基本計画	<ul style="list-style-type: none"> ●ホールは、市民の文化発信・交流の場として、市民や学校の活動発表等ができるホールとし、2,000席程度の客席を設けるとともに、現在の教育文化会館ホールが果たしている機能についても継承する。 ●ホールの基本的機能は次の通り 舞台：現在の施設と同程度の規模 客席：多様な演目に対応できる席数（2,000席程度） リハーサル室・練習室：舞台と同程度の規模 楽屋：興行での利用も考慮した規模（教室を設置）
平成30年3月	富士見周辺地区における公共施設再編の方向性	●川崎区役所移転の緊急性が低下していることや、平成30年3月以降、老朽化した教育文化会館に大ホールを除いた市民館機能が残ること、市民館としての活用の余地がある公共施設等が周辺に存在していること等を踏まえ、現在の市民館・区役所の整備計画（教育文化会館及び県立川崎図書館敷地に市民館と区役所を複合化する計画）を見直す。
平成30年3月	川崎区における市民館機能のあり方について	<ul style="list-style-type: none"> ●教育文化会館の大ホールはスポーツ・文化総合センターに機能移転し閉鎖する。 ●川崎区の市民館機能については、川崎区役所移転の緊急性の低下により、区役所との複合化での整備を見直す状況にある。 ●川崎区における市民館機能（社会教育振興事業、会議室・共用室等）の再編整備にあたっては、労働会館の一部を改修し、労働会館内へ移転する。
平成31年3月	川崎市教育文化会館及び川崎市立労働会館の再編整備に関する基本構想	<ul style="list-style-type: none"> ●教育文化会館のホール（1,961席）はカルッツかわさき（スポーツ・文化総合センター）大ホール（2,013席）へ機能移転 ●労働会館ホールの利用状況は、講演・学習会、演奏・合唱、日本舞踊等となっていることから、企業や労働団体による講演会・総会等での利用に加えて、サークルの発表会、学校の演奏会、地域イベントなど市民による幅広い利用が見込まれるとともに、教育文化会館の大会議室の役割を一部担うことも想定し、引き続きホールを設置。
令和2年2月	富士見周辺地区整備推進計画	<ul style="list-style-type: none"> ●労働会館を改修し、教育文化会館を「（仮称）川崎市民館」として同一建物内へ整備する。 ●労働会館の1階（ホールを除く）から3階までを（仮称）川崎市民館、ホール及び4・5階までを労働会館とする。
令和3年1月	川崎市立労働会館及び川崎市教育文化会館再編整備基本計画	<ul style="list-style-type: none"> ●ホールの舞台機構・照明・音響は、耐用年数が過ぎ、経年劣化が見られるため、更新し、多目的利用を基本とし、安全性・安定性や今日的に求められる機能を確保する計画とする。 ●労働会館や教育文化会館においては、これまで多様な活動が行われているため、様々な用途に使用できるスペースと様々な専門的な用途に必要な機能を有するスペースを整備し、利用者の増加や多様なニーズに対応する必要がある。そのため、現在の諸室の利用状況等を踏まえた規模等の適正化や共用化とともに、諸室の多機能化等（ホールについては、稼働客席等による一層の多機能化）を図る。

平成20年3月当時の現況図



平成20年3月時点の計画イメージ



- 教育文化会館ホール⇒スポーツ・文化複合施設へ機能移転
- 労働会館⇒計画上の定めなし

平成30年3月以降の計画イメージ



- 教育文化会館ホール⇒スポーツ・文化複合施設へ機能移転
- 労働会館⇒ホール以外の市民館機能と複合化

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	
富士見周辺地区全体計画	<p>富士見周辺地区整備基本計画</p> <p>パブコメ</p>		<p>富士見周辺地区整備基本計画に基づく整備の考え方(改訂版)</p> <p>市民意見募集</p>	<p>富士見周辺地区整備実施計画</p>							<p>富士見周辺地区における公共施設再編の方向性</p> <p>パブコメ</p>	<p>富士見周辺地区整備推進計画(骨子)</p> <p>パブコメ</p>	<p>富士見周辺地区整備推進計画</p> <p>パブコメ</p>		
スポーツ・文化総合センターの検討	<p>教育文化会館の大ホールをスポーツ・文化総合センターへ機能移転することは平成 20 年 3 月時点で整理</p>			<p>スポーツ・文化複合施設基本計画(素案)</p>	<p>スポーツ・文化複合施設基本計画</p> <p>パブコメ</p>		<p>★入札公告(PFI)</p> <p>★事業者決定(PFI)</p> <p>★契約締結(PFI)</p>	<p>PFI 事業</p>					<p>★施設供用開始(PFI)</p>		
労働会館の機能検討	<p>富士見周辺地区整備基本計画策定検討会</p> <p>計 5 回開催</p> <p>学識経験者、地域代表、商業・産業関係者、スポーツ・文化関係者、学校関係者等により構成</p>				<p>市民アリーナ基本計画検討委員会</p> <p>計 4 回開催</p> <p>地域代表、スポーツ関係者、文化関係者、小中学校校長会等により構成</p>		<p>スポーツ・文化複合施設 PFI 事業推進委員会</p> <p>計 6 回開催</p> <p>学識経験者により構成</p>			<p>川崎区における市民館機能のあり方について</p> <p>パブコメ</p>	<p>川崎市教育文化会館及び川崎市立労働会館の再編整備に関する基本構想</p> <p>パブコメ</p>				
外部検討会議等															

★教育文化会館閉鎖